

## ○ 先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策など、新たなニーズに対応する獣医学部の設置

- ・ 既存の大学・学部では対応が困難な獣医師養成の構想が具体化し、人獣共通感染症を始め、家畜・食料等を通じた感染症の発生が国際的に拡大する中、創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進や、地域での感染症に係る水際対策など、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応可能とするため、近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国的見地から、現在、獣医師系養成大学等のない地域において獣医学部の新設を可能とする認めるため、関係制度の改正を直ちに行う。

### 【修正理由】

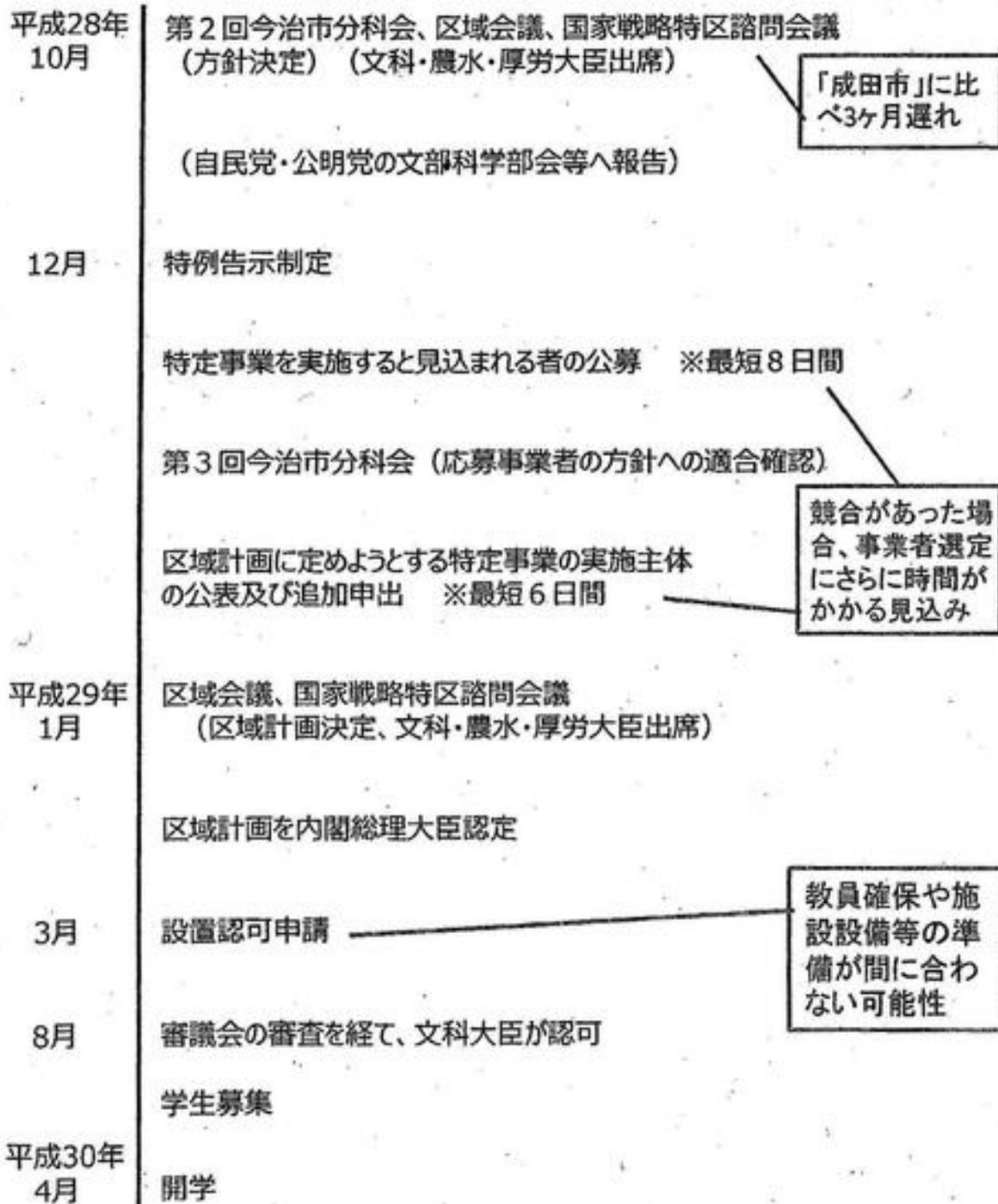
原案では、原案を含む構想を提案する大学はすべて新設可能となるため、日本再興戦略改訂 2015 の趣旨を踏まえ、特定事業者に求められる要件を明確化する必要があるため。

※上記の修正案は、以下の対応がなされることを前提したものであり、内閣府において関係省庁と調整いただきたい。

- (1) 告示の改正後、公募前までの間に、内閣府、文部科学省、農林水産省、厚生労働省において、特定事業者に求められる要件について定め、公表すること。
- (2) 獣医師の需給を所管する農林水産省及び厚生労働省において、今後の獣医師の需要の動向を明らかにした上で、それに照らして今治市の構想が適切であることを示すとともに、当該決定に記載の「獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要」を踏まえ、新設可能な獣医学部の規模を示すこと。
- (3) 早期の獣医学部新設を円滑に進めるためには、日本獣医師会等の関係者の十分な理解と協力が得られるよう、農林水産省及び厚生労働省において、責任を持って意見調整を行うこと。

## 今後のスケジュール (イメージ)

※「獣医師の需給」部分について、随時、農水省・厚労省による判断・対応が必要。



## 大臣ご確認事項に対する内閣府の回答

### 【プロセス・開学時期】

- 設置の時期については、今治市の区域指定時より「最短距離で規制改革」を前提としたプロセスを踏んでいる状況であり、これは総理のご意向だと聞いている。
- 規制緩和措置と大学設置審査は、独立の手続であり、内閣府は規制緩和部分は担当しているが、大学設置審査は文部科学省。大学設置審査のところでは不測の事態（平成30年開学が間に合わない）ことはあり得る話。関係者が納得するのであれば内閣府は困らない。

### 【政府内の取扱い】

- 「国家戦略特区諮問会議決定」という形にすれば、総理が議長なので、総理からの指示に見えるのではないかと。平成30年4月開学に向け、11月上中旬には本件を諮問会議にかける必要あり。
- 農水省、厚労省への会議案内等は内閣府で事務的にやるが、前面に立つのは不可能。二省を土俵に上げるのは文部科学省がやるべき。副長官のところは、文部科学省、厚生労働省、農林水産省を呼んで、指示を出してもらえばよいのではないかと。

### 【党関係】

- 獣医は告示なので党の手続は不要。党の手続については、文科省と党の関係なので、政調とよく相談していただきたい。以前、官邸から、「内閣」としてやろうとしていることを党の部会で議論するな、と怒られた。党の会議では、内閣府は質疑対応はあり得るがメインでの対応は行わない。

### 【官邸関係】

- 官房長官、官房長官の補佐官、両副長官、古谷副長官補、和泉総理大臣補佐官等の要人には、「1、2ヶ月単位で議論せざると得ない状況」と説明してある。

## 松野文部科学大臣御発言メモ

- 文部科学省関係の追加の規制改革事項として、「新たなニーズに対応する獣医学部の設置」が挙げられております。
- 平成27年6月に閣議決定された日本再興戦略改訂2015を踏まえ、規制改革を所管する内閣府を中心として、獣医師行政を所管する農林水産省との調整が行われ、本日、国家戦略特別区域諮問会議において、追加の規制改革事項がまとめられました。
- これに従い、文部科学省においては、関係制度の改正を進めるとともに、今後とも内閣府及び農林水産省と連携協力して調整を行ってまいります。これに沿った設置認可申請については、大学設置認可に係る基準に基づき、適切に審査を行ってまいります。

以上

## 獣医学部新設に係る内閣府からの伝達事項

○平成30年4月開学を大前提に、逆算して最短のスケジュールを作成し、共有いただきたい。成田市ほど時間はかけられない。これは官邸の最高レベルが言っていること。山本大臣も「きちんとやりたい」と言っている。文科省メインで動かないといけないシチュエーションにすでになっている。

○国家戦略特区における獣医学部新設に係る方針については、以下2パターンが考えられる。(今週、来週での対応が必要)

- ・内閣府・文科省・農水省による方針を作成(例:成田市「医学部新設」)
- ・国家戦略特区諮問会議による方針の決定(例:「民泊」)※諮問会議には厚労大臣も出席。

○今治市分科会において有識者からのヒアリングを実施することも可能。

(成田市分科会では、医師会は呼んでいないが、文科省と厚労省で選んだ有識者の意見を聴取(反対派は呼んでない)。)

○獣医学部新設を1校に限定するかは政治的判断である。

## 大臣ご指示事項

以下2点につき、内閣府に感触を確認してほしい。

○平成30年4月に開学するためには、平成29年3月に設置認可申請する必要があるが、大学として教員確保や施設設備等の設置認可に必要な準備が整わないのではないかと。平成31年4月開学を目指した対応とすべきではないか。

○麻生副総理、森英介議員など獣医学部新設に強く反対している議員がいる中で、党の手続きをこなすためには、文科・農水・内閣府の部会の合同部会もしくはPTを設置して検討を行うべきではないか。少なくとも、衆院福岡6区補選（10月23日投開票予定）を終えた後に動くべきではないか。

※鳩山二郎氏（鳩山邦夫元総務相次男、前福岡県大川市長）、蔵内謙氏（日本獣医師会長長男、林芳正前農相秘書が候補者）

平成 28 年 11 月 9 日

## 第 25 回 国家戦略特別区域諮問会議の開催について

○日時：平成 28 年 11 月 9 日（水） 17:15～17:55

○場所：官邸 4 階大会議室

### ○議事

- (1) 区域計画の認定などについて
  - (2) 重点分野・課題に係る規制改革事項の追加について
    - ・山本内閣府特命担当大臣説明
    - ・文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣から順次ご発言
  - (3) その他
- 議事終了後、総理ご発言（プレス入り）

### ○出席予定者：

#### <議員>

安倍晋三	内閣総理大臣
麻生太郎	財務大臣 兼 副総理
山本幸三	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
菅 義偉	内閣官房長官
石原伸晃	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
松野博一	文部科学大臣
山本有二	農林水産大臣
石井啓一	国土交通大臣

#### <有識者議員>

秋池玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
坂村健	東京大学大学院情報学環教授
竹中平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授 ※TV 会議システムで参加
八田達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
広瀬栄	養父市長
高島宗一郎	福岡市長
上山廣博	株式会社百戦錬磨代表取締役社長

差出人: [redacted]@cao.go.jp  
送信日時: 2016年11月1日火曜日 14:51  
宛先: [redacted]  
件名: 【内々に共有】獣医学部のWGについて  
添付ファイル: (農水省)登録用紙.xls;x;【議事概要】20161101文科省ヒア(獣医学部新設).docx;  
20161101 F審議官修正指示後.pdf

行革室 [redacted]様 ← 内閣府 [redacted]

お疲れ様です。  
標記の件、内々に共有します。

まず、10:45に文科省と藤原審議官の間で内々に事務打合せがあり、佐藤参事官と私も同席しましたが、修正案(添付の手書き前の状態)について、日本語の観点の修正や、冒頭の「既存の～」については、文科省の方で根拠を立証できないと、記載するのは難しいのではないか、と指摘あり。

修正案の前提については、

- (1) →了承。
- (2) →文科省と農水省で要相談。
- (3) →同上。

という状況です。

打合せの後の原委員とのWGについては、添付概要の通りとなります。  
(修正文案途中なことを踏まえた上で、あくまで情報共有のためのWGといった体です)

その後、藤原審議官から再度文科省とのみ打合せ依頼がありましたので、そのまま別室で打合せして、添付PDFの文案(手書き部分)で直すように指示がありました。指示は藤原審議官曰く、官邸の萩生田副長官からあったようです。

現在、専門教育課は修正の通りに文章を修正し、15:00から文科大臣レクの模様です。  
一応、レク後の修正文案を内閣府に報告するようにすることです。  
(浅野課長の感触では、文科省としてはこれでOKだと思ふとのこと。)

- 【農水省の対応状況】(※農水省Lに内々に確認しただけなので、厳秘)
- ・本日のWG対応者は添付の通り。
  - ・獣医師の需給については農水省で全体の把握はしているものの、新しい分野でのニーズ調査とは行っていないので、よくわからない。
  - ・1校に限るかどうかについては、特にコメントなし。

(別に何校でもいいのでは、という趣旨のコメントがあったそうです)

以上です。

---

内閣府 地方創生推進事務局  
(近畿圏地方連絡室)

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-39

永田町合同庁舎 6 階

TEL : 03-5510-2468 (直通)

FAX : 03-3591-1973

E-mail : ██████████@cao.go.jp

---

【第25回国産戦略特別区域諮問会議発言・資料確認用紙】

会議日時：平成28年11月9日（水）17:15～17:55

山本農林水産大臣

発言・資料の有無	発言・資料がある場合、そのタイトル・内容等
<b>発言</b> <input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	産業動物獣医師は、家畜の診療や飼養衛生管理などで中心的な役割を果たすとともに、口蹄疫や鳥インフルエンザといった家畜伝染病に対する防疫対策を担っており、その確保は重要です。 近年、家畜やペットの数は減少していますが、産業動物獣医師の確保が困難な地域がありますので、農林水産省としては、こうした課題の解決につながる仕組みとなることを期待いたします。
<b>資料</b> <input type="radio"/> あり （A4 枚程度） <input checked="" type="radio"/> なし	

【担当者連絡先】 農林水産省大臣官房政策課 [REDACTED]

電話 03-3502-8448

メール [REDACTED]@maff.go.jp

[REDACTED]@maff.go.jp

[REDACTED]@maff.go.jp

※ 大臣の御発言がある場合には発言要旨を、会議資料がある場合には、資料を下記登録期限までにお送りいただきますよう、お願いいたします。

なお、審議時間が大変短いため、御発言に関しては1分以内に収めていただきますよう、御協力をお願いいたします。

※ 登録期限 **11月8日（火）17時 締切**

登録先 内閣府 地方創生推進事務局 [REDACTED]

電話 03-5510-2472

FAX 03-3591-1972

メール [REDACTED]@cao.go.jp

[REDACTED]@cao.go.jp

[REDACTED]@cao.go.jp

※ご登録の際は、上記担当者全員宛てにご連絡をお願いします。